

平成25年11月定例会 県土整備委員会（事前）

平成25年11月26日（火）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

寺井委員長

これより、危機管理部関係の調査を行います。（14時00分）

この際、危機管理部関係の11月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成25年度徳島県一般会計補正予算（第3号）

【報告事項】

- 「徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定について（資料②、③）
- 「南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）」の公表について（資料④）
- 「津波災害警戒区域（案）」の公表について（資料⑤）
- 「とくしま情報伝達訓練」について（資料⑥）
- ホテル併設レストラン等におけるメニューの適正表示について（資料⑦）

三宅危機管理部長

危機管理部から11月定例会に提出を予定いたしております案件につきまして、お手元の委員会説明資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

お手元に御配布の県土整備委員会説明資料1ページをお開き願います。

危機管理部における11月補正予算（案）といたしまして、表の補正額欄の計の欄に記載のとおり、200万円の補正をお願いするものでございます。補正後の予算額は23億6,355万5,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお開き願います。

補正予算の課別主要事項について、御説明を申し上げます。安全衛生課でございます。

右側の摘要欄①に記載のとおり、消費税率引上げに便乗する悪質商法による消費者被害の未然防止のため、とくしま消費者のつどいの開催や、地域における啓発活動を実施するための「見る・知る・学ぶ」消費者力・プラスワン事業に要する経費として、200万円を計上いたしております。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

なお、この際、5点御報告させていただきます。

まず1点目は、徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画の策定についてであります。

お手元に御配布の、委員会資料（その1）を御覧願います。

1の計画の趣旨に記載のとおり、新型インフルエンザや同様に、危険性の高い新感染症

は、県民の生命や健康にとって、大きな脅威であるとともに、県民生活、県民経済に多大な影響をもたらすことから、本年4月の新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行を受け、去る11月21日に、新たに徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画を策定いたしました。

2の対策の基本方針に記載のとおり、この行動計画は、これまでの知見や教訓を踏まえ（1）新型インフルエンザ等の感染症、鳥インフルエンザウイルスを持ち込ませない、発生させないようにする、（2）感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保持する、（3）県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする、この3点を基本方針といたしまして、国、市町村、関係機関と連携し、全庁を挙げて、対策を講じることとしております。

さらに、3の計画の主な内容（4）に記載のとおり、政府が緊急事態宣言した際に行う外出自粛の要請、集会施設や催し物等の制限の要請、指示など各種対策や措置を盛り込んでいます。

2枚目には、新型インフルエンザの各発生段階ごとに、実施体制をはじめ、予防・まん延防止、医療、県民生活及び県民経済の安定確保など、主な対策の内容を記載しております。

万が一の発生に備え、この行動計画をもとに適時適切な対応が実施できますよう、関係機関と連携を深め、万全の態勢を整えてまいりたいと考えております。

第2点目は、南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）の公表についてでございます。

委員会資料（その2）を御覧願います。

1ページの目的の①に記載のとおり、南海トラフ巨大地震が発生したときのライフライン・交通施設・生活支障等の被害を明らかにすることにより、被害軽減に向けた予防対策はもとより、早期の復旧・復興に向けた具体的な対策を検討するための基礎資料として、第二次となる想定を、昨日に公表させていただいたところでございます。

2ページを御覧願います。主な想定結果といたしまして、ライフライン被害の一番上でございますが、最大のケースで、上水道の被災直後の断水率が92パーセント、その2つ下になりますが、電力の被災直後の停電率が98パーセント、右側中段の生活支障等にございます避難者数が36万2,600人など、大変厳しい被害を想定いたしましたところでございます。

3ページには、県全体の主な被害の内訳を、4ページ、5ページには、主な被害の様相と必要な対策について取りまとめを行っております。以後は、結果一覧表として、市町村別の被害状況を取りまとめたものを付けさせていただいております。

今回の想定は、南海トラフ巨大地震に係る県独自の想定としては最終となるもので、これで一連のシミュレーションを終えたこととなります。そうしたことから、これまでの津波浸水想定や第一次の被害想定などの内容も踏まえ、県民の皆様には、日頃から家庭や地域において、備蓄や停電・断水への備えを進めていただくとともに、市町村や防災関係機関等と連携して、挙県一致による応急・復旧体制の構築を進めていきたいと考えております。

第3点目は、津波災害警戒区域（案）の公表についてでございます。

委員会資料（その3）を御覧願います。

津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域（案）についても、昨日同様に公表させていただいたところでございます。

上段の枠囲いでございますが、この津波災害警戒区域いわゆるイエローゾーンでございますが、津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で津波被害を防止するため、警戒避難体制を特に整備すべき区域として、全国に先駆けて、指定するものであります。指定する区域は、公表内容に記載のとおり、現行の津波浸水区域を基本に、10メートルメッシュごとに基準水位を記載いたしております。

次に下段の枠囲いでございますが、区域指定することで、市町・避難促進施設における避難対策を、より確実なものとし、また、基準水位を表示することで、津波からの効率的な避難対策が可能となると考えております。今後、3か月程度の周知期間を設けた後、県公示により正式に指定することとしており、その趣旨や内容について丁寧に説明を行い、県民の皆様にも正しく御理解いただけるよう努めるとともに、区域指定を契機といたしまして、関係市町と連携し、確実かつ効率的な津波避難対策を進めてまいりたいと考えております。

なお、裏面に県庁付近の図をお示しいたしております。上は、津波浸水想定図でございますが、下のほうは、これに対応する、このたびの基準水位を示したものであります。

続きまして、第4点目、とくしま情報伝達訓練についてであります。

委員会資料（その4）を御覧願います。

携帯電話のメール機能という身近なツールを利用して、発災時の情報伝達を行い、減災効果を高めるためのとくしま情報伝達訓練を12月20日金曜日14時から実施いたしたいと考えております。実施内容といたしましては、県内の携帯電話をお持ちの方に一斉にチャイム音とともにメールが届くこととなりますので、県民の皆様には、この緊急速報メールを合図に、しゃがむ・頭をかくす・じっとするなどの身を守る待避行動を取っていただくというものでございます。この訓練を通じまして、大勢の方々が様々な場所で同時刻に参加することで、発災時の対応が確認でき、県民の皆様一人ひとりの防災意識が高められ、自助力及びスキルの向上が図られるものと期待をいたしております。本県では初の訓練でございますので、今後、県民生活に混乱をきたさないように周知を努めるとともに、待避行動について、多くの県民の皆様にも積極的に御参加いただけるよう、広報に努めてまいりたいと考えております。

第5点目は、ホテル併設レストラン等におけるメニューの適正表示についてでございます。

委員会資料（その5）を御覧願います。

本年10月以降、県内外のホテルや百貨店のレストランでメニュー表示と異なる食材を使用していたことが相次いで発覚し、食への信頼を揺るがす大きな問題となっております。

資料の1に記載のとおり、本県では、この問題にいち早く対応するため、去る10月28日から11月15日までの間、県内の32のホテルを対象に、併設するレストラン等に対し、景品表示法に係るメニューの適正表示について、とくしま食品表示Gメンによる意識啓発・指

導を行ったところであります。

その結果、2の調査結果に記載のとおり、営業中の飲食店を持つ30施設のうち、産地やブランド名、自家製などのメニュー表示をしていた施設が20施設、そのうち4施設において不適切な表示が判明したところであり、その内容については、いずれの施設も既に自主公表を行っているところであります。

不適切な表示は、県民の食への信頼を失うものであり、大変遺憾であると言わざるを得ず、今後とも、事業者への景品表示法等の啓蒙・啓発に努め、食の適正表示対策の強化を図り、食の安全安心の確保にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御報告を申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

寺井委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

岸本委員

それでは、今日、新聞にも発表がございました案件について、何点かお尋ねしたいと思います。

まず、県内の避難者数が36万人だということで、県民のおよそ2人に1人が避難しなくてはならない事態を最大で想定しているという結果が、今日の新聞発表で出ましたけれども、このことに対して、どういう反響があるかとお考えで、こういうことを出したのかについて、お尋ねをします。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

今回、被害想定第二次ということで、第一次想定では死者数、建物被害を公表させていただきましたが、今度は建物、人的被害の推計をもとに避難者数でありますとか、ライフラインの被害等について、公表させていただきました。そして、御指摘の避難者数につきましては、資料のとおり、最大のケースで、1週間後ということでございますが、36万人余りと、県人口の46パーセントに相当する避難者が発生すると予測させていただいております。そのうち、避難所での避難者は22万6,500人と、こちらにつきましては、県人口の29パーセントに相当しているといったところです。

今回、マグニチュード9クラスの最大の地震を想定しておるといった関係で、大量、多数の避難者が発生するといったことでございます。これにつきまして、今回、厳しい結果となったところでございますが、各市町村におきまして、今回の想定結果を1つの目標として、着実に1歩ずつ近づいていただけるよう、避難所の整備、指定を進めていただけるよう、公表させていただきました。以上でございます。

## 岸本委員

この概要に、①に目的とありますよね。行政、事業者等が行うべき具体的な対策を検討するための基礎資料であると。これは、検討を行うための基礎資料ですよということが、1つ。2つ目に、日頃からの備えの必要性について、県民の理解を深めることを目的とするとありますけれども、こうなりますということだけを一方的に流して、日頃から備えの必要性、県民の2人に1人が避難しなくてはいけないといった時、何を備えるかということに対して、その示唆であったり、こういったことがありますということもセットでお知らせをしないと、いたずらに混乱を招くだけ、ないしは、自分は何をしたらいいのかということが分からないままになってしまうと思うのですけれども、その点はどうですか。

## 金井とくしまゼロ作戦推進室長

委員御指摘のとおり、いたずらに不安をあおるといったことではどうしようもないと思っております。今回、被害の様子をイメージしていただくということで、ライフラインの途絶でありますとか、交通網が途絶するといったことを県民の皆様にも十分にお知らせするわけですが、第一次で想定しました住宅の耐震化や津波の即避難。あるいは、そういったライフラインや交通網の途絶を正しく認識いただきまして、これをもって、家庭や地域における備蓄とか停電や断水に対する備えをしっかりと行っていただきたいと考えております。今後は、これまでのこうした想定をもとに県民の皆様に分かりやすい啓発活動、啓蒙活動に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

## 岸本委員

2人に1人が避難する場合に、家庭で備蓄をする必要性がどれくらいあるのかということもある程度想定して、住民の皆さんはどういうふうなことに備えてください、行政はこの対策に対して、どういうふうこれからやっていきますという、そういう全容もセットですべきだと考えるのですけれども、その辺のことについては、いかがですか。

## 竹岡南海地震防災課長

多数の避難者が発生することに伴いまして、いわゆる備蓄物資の確保について、どのように考えているのかということでございます。今回の想定で、第二次被害想定におきましては、非常に多数の避難者を想定しております。これに伴い、備蓄物資の確保が非常に重要な問題でございますけれども、この備蓄に関しましては、まず、この避難者数をカバーするためには、いわゆる公助の力だけでは非常に難しいため、自助の観点から、やはり少しでも長い家庭内備蓄の推奨が、まず第一でございます。

それから、現在の備蓄状況について、市町村を中心に食料あるいは飲料水が備蓄されているわけですが、今回の想定に見合うような確保は、実際、今のところはできていないわけでございます。このため、県はこの被害想定に基づきまして、今年度、県と市町村で立ち上げました相互応援連絡協議会において備蓄輸送計画を策定いたしまして、それぞれ、自助、共助、公助、その役割に応じた、あるいは、地域に応じた備蓄について、現

在、検討を行っているところでございます。今後は、県が算出したしました市町村ごとの詳細、避難者数に基づき、今年度、備蓄計画を策定し、計画的に備蓄を進めてまいりたいと考えております。

岸本委員

今、市町村の話が出ましたので、市町村のことで、お尋ねしますけれども、今回の想定を市町村には、いつ知らせて、何回協議を重ねましたか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

今回の想定を市町村に対して、いつぐらいに周知したか、どのぐらい周知したかということですが、今回の想定が、ほぼ取りまとまった段階で、11月21日に、24市町村に対する説明会を開催し、現状の数字の状況は、説明させていただいたところでございます。以上です。

岸本委員

避難道等々、市町村の担う役割も非常に大きいといったところで、市町村が21日に知って、今日、県民が知ったといった時に、市町村がどんな対応をとれるのか。その辺の配慮というのですか。ないしは、県と市町村にも財政力がありますので、県とどこまで役割分担して、今後、どのように対策をしていくかを協議した上で、市町村に問い合わせをしても、県に問い合わせをしても、同じような答えが返ってくるように協議をして、それから県民の皆さんにお知らせすると。それも、早くお知らせすればするほど良いと思いますけれども。市町村とも十分に協議を重ねた上で、すべきだったと思いますけれども、その辺は市町村に対しては、どんな考え方なのでしょうかね。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

今回発表した項目の内容は、今年3月18日、内閣府が公表した第二次想定、これは、県単位ではございますが、ライフラインの被害や、避難者数の想定が出されております。いち早く市町村別の数字を示させていただきまして、市町村や地域の実情に応じた対策、あるいは県も協働してやれることと考える上での材料として、早期公表を望まれておったことから、市町村別の数字が取りまとまったということで、説明させていただきました。

市町村につきましては、今回の結果につきましては、県全体の数字は、国からの公表によって、ある程度、頭に入っておったと思いますので、その中で、おおむねこれぐらいの想定になるのではなかろうかということは、予想していただいていたとは思いますが、場所によれば、甚大な被害が予想されておりますので、今後の対策につきましては十分協議しながら、支援できる方法なども検討してまいりたいと考えております。

岸本委員

日頃からの備えの必要性ということで、公的な備蓄には限界があると。各家庭で備えて

くださいということなのでしょうけれども。これも県南と県央，県北では条件違いますよね。その辺のことを，県民の皆さんは，自分たちが何をするのかということについて，ある程度知っているという理解で良いのですか。これから知らせていくという理解ですか。

#### 竹岡南海地震防災課長

今回，策定を予定しております備蓄計画につきましては，まず，4月26日に第1回の県市町村相互応援連絡協議会でお話をさせていただいております。その際に，備蓄の基本的な考え方ということで，県民，市町村及び県とがどういった役割分担をするかという点を踏まえまして，特に，中央防災会議のワーキングができました。いわゆる1週間以上の備蓄というのも，ここから出ておるわけです。ですので，今後，そういった協議の中で，どういった内容を県民の方にお知らせするかということにつきましても，この連携協議会にございます備蓄計画の中で，啓発していきたいと思っております。

#### 岸本委員

備蓄のことだけに話題が移りましたけれども，避難道であったり市町村が担うべき役割であったり，まず，2人に1人が避難しなくてはならないような事態になるということに対して，今後，県がどのように対応していくのかと。どこまで県が対応できるのか，そのタイムスケジュールというか，全容をお知らせしないと，何をどうしていいのか，市町村から市民，町民の方にお知らせするというなら，そういう形になりますということをお知らせしていかないと，個別に備蓄はどうだ，避難道はどうだということを議論していてもこれだけの被害になると，当然，年内にやりますとか，そんなことは，無理だと思いますし，行政としてお金のかかる部分がいろいろとありますから，どういうスケジュールでどのようにやっていくかという全容を早く示すべきだと思いますけれども，いかがですか。

#### 金井とくしまゼロ作戦推進室長

今回，お示しさせていただきました被害想定につきましては，避難所でありますとか，委員御指摘の備蓄の話がございます。その他，仮設住宅の数でありますとか，いろいろ各分野にわたっております。今回，特に避難所の整備，機能強化につきましては，県といたしましても，私ども危機管理部のほうでも，市町村が行う避難所の整備でありますとか，機能強化への支援というのは，引き続き強化させていきたいと考えております。その他，県有施設における避難所の提供など，各部局と連携して取り組むなど，今回の想定を踏まえて，再度，各部局と連携して対策を加速させたいと考えております。以上でございます。

#### 岸本委員

東日本大震災が起こってからもうすでに2年半ぐらいですか，それからずっと対策推進を行ってきているわけですから。いつまでに避難所はできるのですか。避難道はどのようなのですか。県南の人と同じように備蓄を全員にお願いするわけですか。今回，本当に細部ま

で出てきましたのでね。今までも第一次の被害の時に、死傷者数ですとかそういったことが出ておりましたけども。細部まで最大被害が出されたわけですから、いつまでにどうすると、今回はイメージできるように、行政としてはどうしますということを言わなくてはいけない。推進します、取り組みますというのでは、今までもそうでしたし、これからもそうでしょうし。だけど、いつまでにするんだと、ここまでは必ずやりますという、年度ごとの対策であったり、そういったことをいち早くお知らせし、各地域に住んでいる方々の特性によって、個人の皆さんには何を対策していただくといった全容をお知らせしないと、被害が出ました、被害はそれは市町村ですということになると、非常に分かりにくいし。県として全体を取りまとめるという立場から、ぜひともそうしていただきたいと最後は要望で置いておきますけれども。今後の委員会ですべて確認をさせていただきたいと思っておりますので、お願いをいたします。

寺井委員長

今の岸本先生の質問に関連して何かございませんか。

重清委員

何点か教えてほしいのですけれども。水道とかは市町村でやるのか。電力についても、ちょっと分からないのですけれども。1週間たっても、まだ38パーセントが停電ということですが、この電力のシステムは津波でやられた所は、海部郡なんかだったら、部分的に復旧していくのですか。この復旧率は38パーセントからどんどん上がってくるのだけれども、二次避難所になっているまぜのおかとか、ああいう所は、そこだけが先に復旧するような状況なのか。電力の復旧のシステムを教えてください。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

今回、電力につきまして被害率も出させていただきました。

まず、この推計方法でございますが、直後の1日後の被害につきましては、津波・火災により建物が壊れることによる停電と、あと、揺れによって電柱が倒れます。それによる被害を算出するとともに、津波とか揺れによりまして、発電所の一時停止、あるいは変電所における被害発生ということで、直後については、電気を止めることも想定しております。それから4日後、1週間後以降の復旧につきましては、電柱被害とか復旧能力の関係から被害率を推計しております。ちなみに、津波で全壊した軒数、のき数といいますか、それにつきましては、復旧対象件数から除いておる状況でございます。以上です。

重清委員

そうしたら、沿岸部は津波でやられて全壊しておると。ここは1週間では当然通りませんと言うのですけれども、それだったら山のほうの電気だけは通るようなシステムになっているのですか。牟岐町で海岸線がやられて、ここはしばらく止まりますと。その代わり山間地で津波でやられてない部分だけは、電気が通るようなシステムかどうか。避難した



場合に、そこへ来たら電気があるのかないのか、どうなっているのかが分からないのですけれどね。電気のシステムがちょっと分からないから。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

今回、電力の復旧に関する状況なのですけれども、先ほど津波で被害を受けた軒数の復旧につきましては、除けておると申しましたが、あと、この復旧につきましては、四国電力とか東日本大震災の復旧状況をお聞きしまして、被災後2日目から作業を開始しまして作業班200班、県下で1日1班で3本電柱を直していくといったような想定でございます。その想定に基づきますと、山間部では復旧していったどこからというのは、実際、はっきりと言えないらしいのですけれども、1週間後には山間部の津波被害のない所を中心に、電線等の復旧が進みまして、1週間後の停電率が県下全体で38パーセントという推計をしております。

重清委員

そうしたら、旧宍喰町だったら町中はだめですけれど、山のほうは1週間後には通じますと。旧海部町も沿岸部はだめですけれど、山のほうは通じますよと。ここらは1週間後には必ず電気が通じておるということでよろしいですね。電気のシステムは分からないのだけど、普通ならこちらから電線を立てて、それで電気をつないでいくのだけど、山間地では部分的にどこからでもいけるというのでよろしいですね。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

どこから復旧するかというのは、その状況を見てということをお願いしております。

しかしながら、復旧ルートが確保できた所から順次、電力会社は復旧に努めるということをお願いしております。その状況を見ながら津波を除いた所で1週間後には38パーセント回復するという事なので、見ていただきますと、4割ぐらいは、まだ停電が残っているといたような状況でございます。以上です。

重清委員

私は今、具体的な地域について、それでいけるかどうかを聞きたいのです。電気のシステムが分からないから、津波で被害にあった場合、順次、やっていきますと言うけれど、それであつたら道路も同じで順番にいかないと通れない。電気の場合は別で、こういうシステムがあるから、こういうふうになって山間地は1週間後には、ほぼいけますよというのが、間違いないかどうか。そこがちょっと分かりにくいから。普通なら、旧宍喰町なんか停電になっていても、どこかから入っている線がありますから通りますと。だから山間地は1週間になったらいけますと。津波の所は電柱を立てないといけないから、しばらくはかかります。1か月ぐらいはかかりますという解釈で良いのかな。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

電力の復旧につきましては、どこからでも復旧ルートができた所から、順次、していくと聞いております、変電所さえあれば、その周辺は復旧できると聞いております。以上です。

#### 楠本危機管理政策課長

私も具体的に個別にはお聞きしていませんが、まず電力が復旧する場合、一方通行であれば、1つ壊れた場合、全部復旧も難しいと。委員がおっしゃるように、道路が1本あったら順番にいかないといけないと。そういうことを避けるために、いろんな所から電力を回してくるようなシステムにしています。だから、まず、沿岸域の通常供給している変電所が壊れても、高松市側や高知県側から引っ張ってくれば、割と早くに復旧できるようなシステムになっています。

例えば、沿岸域で電線とかがむちゃくちゃになっていて、そこへは引っ張れないのですが、残ってる所には変電所から回してきたら電力は復旧できるような仕組みになっていますので、必ず順番でないとできないというわけではありません。やはり、避難所とか病院とか、そういった所を具体的に優先順位を付けて集中化するかというお話を、四国電力ともしています。復旧については、順番にずっと待つというよりも、引っ張れるルートで引っ張ってくるといことで、割と電力については復旧が早いようにはお聞きしております。

#### 重清委員

これについては、また、今から市町村のほうでも検討するように。

二次避難所に指定されておる所で、ここは高台だけれども周りは低いという場合、電力との話で優先順位では、ここを一直線に行くのか、周りの他の家は停電していても、後になっていくのか、こういう計画を本当に四国電力と詰めているのですか。

東北大震災の発生から1か月後ぐらいか、もう少し後かな、東北へ行った時に、電柱だけが先に立っていました。だから、なかなか全部が全部、確かにいってないということを感じている。それで、県南地域の場合、どんどんどんどん海岸線がやられてくるのであったら、どういうふうに復旧してくれるのか。材料を運んでこないといけないと言っても、運ぶ所がないと言うのであったら、これで本当にすぐ通じるのか。結局、電気が必要なのですよね、食料と水と電気。電気については、やっぱり四国電力と話をきっちりしてもらわなくては、いくら避難所を作ったと言っても、電気がないというのでは。1週間ぐらいだったら何とかできるが、1週間たっても、まだ38パーセントと。だから、このあたり、どのようにやっていくのか。特に県南地域、阿南市橘町から南の方の、この津波でやられた所の電力は、具体的にどのようになっていくのか。1週間から1か月でも、どこか山のほうの宅地に逃げたら電気が通っておるといことでいけるのか、分かりませんか。

#### 金井とくしまゼロ作戦推進室長

実際にどこから復旧していくのかという復旧手順、ルートにつきましては、聞いた限り被災状況によりますので、順番はないと聞いております。ただし、被災状況を見ながら、

できる所から速やかにやっていると。先ほど楠本課長が申しましたように、避難者の方がたくさんいる二次避難所、あるいは防災拠点などにつきましては、復旧ルートがあれば、早期に復旧していただきたいとは考えておるところでございます。以上です。

#### 重清委員

それで、聞きたいのが、これだけ海岸線がやられた場合に、救援についてはどういう計画を立てているのですか。これについては、自衛隊の話も聞きたいのだけれども。実際にあれだけの人口があって、高知県から徳島県から和歌山県から三重県から、全ての所へどういう配置で来るのか。東北大震災でも、もう自衛隊は手いっぱいだったということですが、これより広い所に地震が来た場合に、徳島県には何人来るのか、阿南市には何人来るのかということ。それから、そういう救援は、いつまで待っていたらいいのか、本当に来てくれるのかということ。広域災害の場合は、どのようになっているのか。安全・安心ということが、ちょっと見にくいなど。これだけ発表した後の対策は、どのようになっているのかと。これは電力にしても同じです。これだけの所で優先順位と言っても、何人が動けるのか。そうやって体制を整えていたら、今、予定したとおりに、すっとできると言うけれど、本当にそれができるかどうか。四国電力との話はしているのですか。四国電力の人間だって数は限られているはずですよ。

#### 金井とくしまゼロ作戦推進室長

今回、想定するに当たりまして、四国電力の意見も聞いて、復旧の状況を参考に、あと東日本大震災の復旧状況も見ながら、今回このような推計をさせていただいております。先ほども申し上げましたように、どこから復旧していくのかというのは、被災してみないと具体的に分からないといったことで、電力につきましては、1日後までの市町村別の結果を公表させていただいております。4日後、1週間後は県下全体の集計とさせていただいております。

#### 重清委員

今まで徳島県の津波浸水被害の想定も分かって、それで順次、被害が出た所をやっていくというのは分かります。それは分かるのですが、実際、今の被害想定の中でどうしていくかというのは、やっぱりちょっと出してもらわなくては、今まで四国電力と話ただけで、図面なんかを見ただけで理解できましたか。私たちは見せてもらって理解できるような説明を受けているのですか。こんな広い所を、順次、やりますと言っても、どうやってやっていくのか分からないのですよ。その辺りが安心できるように、この地域はこうなった場合、こうやりますと。今の県の被害はこう出ていますけれど、こうやりますという話を今、私が安心できるように言ってくれませんか。順番にすると言っているのであれば、やっぱり材料もあるのだから、市内から順番に来るのではないかと。普通に考えたらそうではないのですか。それだったら、何日待ったら一番南まで来るのだと。電力は山から来るのですか。運んでくるのですか。ヘリで運ぶのですか。どういう計画でいるのですか。そのあ

たりだって1週間後にいくらとか、1か月後にいくらというのが出てくるのではないのですか。これについて、もうちょっと分かるように説明してくれませんか。住民にとって知りたいところは何かと、こういう観点から話は進めていただけませんか。今の説明では全然、安全・安心にならないのですけれど。

#### 楠本危機管理政策課長

まず、ライフラインである電力は非常に大事でございます。東日本大震災直後、私が担当しておる時から四国電力とは、そういった場合の復旧方法について、四国電力のほうからも県の緊急輸送路とか、どのように輸送を確保するのか、それからヘリコプターの降着場の位置とか、そういう話は進めてきておりました。被害想定が出た時に、四国電力のほうも、具体的に復旧復興計画を策定しますので、その中で、県としても、その時にどのような施設から復旧するか、その順番についても具体的にお話しを進めておりました。送電の系統図とか、それをバックアップするために、この施設がやられた場合の計画というのは、電力のほうも考えて進めておったようになってはいますが、今回の想定を受けて、また再度、四国電力サイドと話して見直すようになると考えております。

#### 重清委員

山間地へ先に作るのなら、山間地のほうへ行きます。二避難所へ先に作るのなら二避難所へ行きます。電気のない所に逃げていっても、なかなか良くなりませんので。やはり、そういった地域は先に助かった。この地域はこれぐらいで復旧しますよとか、やっぱり具体的に。そうしたら、一番に今の避難所、今、計画している二避難所、これから各地市町村もしますけれど、ここに電力がある場合であれば、ここはいつごろ復旧するのだと。1か月も来ませんという所へ逃げろというのは、なかなか酷な話ですので、そのあたりも、やはりきちんと電力と話しておいてほしい。市町村は市町村で、観光地やいろんな所があります。計画には復旧がいつ頃かになるかというのは、やっぱりきちんとやってもらわなくてはいけないし、こういうことは、せっかく出したら次の段階へ進めてほしい。いつまでに電気が来るのか分からない。この38パーセントの残りの部分がどうなるか、いつ復旧するのかというのが見えていませんので。まず、一番先にしないといけないのはどこか、

県南地域は、特に大方の地域が津波でやられますので、これを見たら一番被害が大きいところがどうなるんだというところを、きちんと早急に検討していただきたいと思いますので、これは要望しておきます。お願いいたします。

#### 児島委員

冒頭、部長のほうからあのような形の陳謝がなければ、今日は事前委員会でございますので、質問することがなかったのですが、陳謝をしていただいた中にも、今後、どのような形でやっていくのかというお言葉がなかったもので、この後で聞きたいと思います。御案内のように、今回、出されているこのような指定案について、これは、11月25日に、こういった委員会が開催される前に、案とはいえ公表して、そして、ここにも書いてあります

ように、この後、3か月後の周知期間を設けた後、県報で公示して正式に決定するということがあります。そうしたら、我々担当の委員会が今、各委員からの御指摘があったわけですが、そういった意見が反映されないまま、こういった公示をやって決めていくという、そんな問題ではないと思うのです。

ですから、この点を冒頭に陳謝をしていただいたわけですが、今後、こういった委員会で、そういった県民の意見、そして、我々の意見を案として公表するのであったら分かるのです。しかし、我々の委員会なしで、先にこういうことで案とはいえ公表をして、それで決定していくような、それが、どうしても我々委員としても許せないわけです。

その点について、冒頭に部長から、今回の記事に対して陳謝があったわけですが、今、私が申しましたように、ここだけの事業ではないのですけれども、そういった形でこれから県のいろいろな事業、特にこの震災という非常に大切な事業でございますので、県民代表として、我々の意見を反映して、それを練った中で、案という形で出していただけののであったらいいのですが、先に案ができてしまって、それを県民に周知して、それで先にどうぞと言うのでは、我々議員としてもやっていけないし、その点について、部長から冒頭陳謝があったわけですが、今後のやり方というのも含めて、お言葉をお聞きしたいと思います。私はもうそれ一点です。

### 三宅危機管理部長

ただいま、委員からの津波災害警戒区域の指定案についてのこれまでの進め方についての御指摘でございました。私どもは、この津波災害警戒区域をどのように進めていくかということで、内部でいろいろな検討を重ねている中で、議会の御意見、県民の方々の御意見をどのように反映していくかという部分につきまして、配慮が不十分であったということも冒頭申し上げさせていただきました。

このイエローゾーンの周知については、十分な周知期間もとらせていただきたいということで、今回、あわせて御報告させていただいたわけですが、ただ、このイエローゾーンのエリアにつきましては、やはり、国土交通省との一定の協議も経て、最終的なエリアを決定していくという手順もございました。そういう中で、事務的にできる限り作業を進めた上で、県民の方々に正しく御理解を頂けたらという思いで、こういう格好で進めた形になったわけですが、

ただ、避難をより確実にいち早く避難していただくために、そういった市町村の避難施設の選定にも基準水位が非常に有効になってまいりますので、できるだけ早く案をお示しして、議会で御審議を頂けたらという、そういう単純な思いでございました。

ただ、委員お話しのように、その辺は確かにいろんな御意見がおありになるかと思えますし、そういう御意見を十分踏まえて、県民の皆さんに御納得いただいた上で、しっかりとこのイエローゾーンについての今後の取組を県全体で進めていきたいということで考えております。そういうことで、今議会でいろんな御意見も賜ればという思いで、公表させていただいたわけですが、今後、議会での御意見を十分賜った上で、公示に向け

ての対応につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

達田委員

この仮設は、命を守るための施設なのですけれども、この中で、避難者36万2,600人が最大であって、仮設住宅が7万200戸と書かれているのですけれども、これは、こういう事態になった場合に、即、これだけ用意できるという数なのか、それとも、必要数だけが書かれているのか。そして、これだけを建てる場所がきちんと確保できるという前提で書いているのか。とにかく、そういうところが全く分からないのです。ですから、本当に起きた場合に、私たちが逃げていく場所、きちんと暮らせる場所というのがあるのかどうかというのが、非常に不安になるのですけれども、その点はどうなのでしょう。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま、委員より、応急仮設住宅とか避難所の数の推定方法についての御質問でございます。

今回につきましては、マグニチュード9という最大クラスの地震、あるいは、津波浸水想定を受けました津波の状況とかを踏まえまして、例えば、応急仮設住宅でありますと、現在、供給できるという数ではなくて、その震度、揺れ、津波によって建物が倒壊する建物数から割り出したものが7万200戸ということになっております。以上でございます。

達田委員

被害が最悪最大であった場合を想定して、こういう数が出ていると。それは理解できるのですけれども、やっぱり最悪最大を想定して備えをしなければいけないのではないかと思うわけなのですよね。

それで仮設住宅で、私も東北など行きますと少ない所で50戸、多い所だったら300戸ぐらい隣立しているのですが、広い所だったら工業団地に建てていますとか、あるいは小学校の跡地ですとか、そういうこじんまりとした所もあります。ですから、この数から言いますと、そういう場所が、この徳島県内で計算しますと300か所以上必要でしょう。そんなにあるのかどうかという。こういうことが起きた場合に、こういう所があるのですよということを示して初めて県民は安心できると思うのです。ですから、ここに示されております被害軽減に向けた予防対策、待ち望んでいるのは、この部分だと思うのです。ですから被害軽減に向けて、被害を受けた場合に、命を守るためにどういうふうになるのだという、そここのところの計画をしっかりと立てていく必要があると思います。

それと、もう一点なのですが、ここで、その仮設以外に、避難所の生活者数が出ております。そして、避難所の生活者数が1週間後で22万6,500人、そして避難所外の生活者数が13万6,100人と数字が出ていますのですけれども、避難所外の生活者というのは、どこで生活をしているということなのでしょう。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

2点御質問を頂いております。

1点目が仮設住宅の必要数という御質問でございます。これにつきましては、最大クラスの地震津波を想定し、これだけの必要量が出るといったことを、今回初めてお示しさせていただいたところでございます。そういうこともございまして、用地を事前に選定するといったことにつきましては、直ちに対応できているところ、あるいは対応していくことは、すぐには難しいという面もあろうかと思っておりますが、今後、県庁内住宅部局とも連携したり、あるいは市町村においては、今回の想定結果をもとに、1つの目標としまして、これに向かった検討、例えば、事前復興計画といたしまして、用地の選定等される検討が進んでいくと思われませんが、県といたしましても、事前復興計画の支援もしながら、市町村とともに協議検討を進めていきたいと。あと、あわせて建物の耐震化を進めることも住宅被害の軽減になるといったことで、そういった面でも住宅部局と連携して進めていきたいと思っております。

もう一つ、避難者の方が避難所外でどこにいかれるのかということでございます。この想定でございましたら、当初は、比較的近くの親族、知人宅への避難あるいは、1か月後になりますと、交通網が大分再開されますので、遠くの親戚とかに行かれますと、広域的な避難ができるのではないかとこの想定をしております。

#### 達田委員

避難所外の生活者数というのは、あくまでもこうなるだろうという想定ですから、きちりしたものではありませんけれども、やっぱり避難所をまずきちんと構えるということが、まず第一だと思うのです。おそらくこれだけの数の人は、親戚の所かどこかへ行くだろうなという。そのようなことでは困るのですよね。津波とか揺れとか、津波で流されたお家というのは土台しか残ってないのです。ですから、再建するまで本当に何か月も1年以上もかかるかと思えます。ですから、そこできちんと生活していける、そういう計画を立てていけるかどうかというのが、今後の課題だと思うのです。ですから備蓄の問題、ライフラインの問題とか、細かい面はいろいろあります。これからの議論になっていくと思うのですけれども、この計画をもとにして、せつかく想定を出されているのですから、あくまでも想定ですというのではなくて、やっぱりこのような最悪最大が起こった場合でもきちんと命が守れるという方向で、一つ一つ積み重ねて計画を立てていく。避難場所、仮設住宅をここにこのように建てていったらいいというような具体的な計画ができるように是非お願いしておきたいと思っております。事前委員会ですので、ここをお願いしておきたいと思っております。

#### 岸本委員

それでは、今日のこの記事の内容とはちょっと違いますが、全国で食材偽装が、今、話題になっておりますが、少し前ですけれども、徳島県内においてもホテルの4施設、百貨店、量販店4施設で不適切な表示があったということでございます。それに対して、とくしま食品表示Gメンがしっかりと活動したということであるのですけれども、今回のGメ

ンの調査について、どんな体制で行ったのかということについてお尋ねをします。

篠原安全衛生課長

今回の大阪府のホテルの食材の偽装に関して、とくしま食品表示Gメンがどのような活動を行ったのかという御質問を頂きました。平成24年度にとくしま食品表示Gメンを設置いたしまして、産地偽装の未然防止とか早期発見、また食品の適正な表示の普及啓発に努めてきております。この職員は安全衛生課の食品安全担当7名が担当しております、小売店や加工流通業者に立ち入り、調査を行うとともに食品の適正表示について監視指導を行ってきたところでございます。今回のGメン活動につきましては、施設の規模によりまして、1名から3名の体制によりまして、景品表示法に基づきます意識の啓発と指導を目的に実施しております。あわせて食中毒の発生する年末を迎えましてということで、保健所の職員による食品衛生監視指導も一緒に実施しております。

調査につきましては、事前に調べたホテルのホームページや現地で確認したメニュー、掲載物等によりまして、産地表示等を行っているメニューを抜き出して仕入れにかかる伝票、帳簿、帳票などまた産地の証明書と突合いたしまして、適正かどうかという確認をしております。以上でございます。

岸本委員

今、とくしま食品表示Gメン、これは平成24年4月だったですかね、できてから1年半ぐらいたっているといった中で、平成24年度に立ち入り調査をしたのは103の事業者と聞いております。今年度は、まださらにその上積みという形になるのでしょうかけれども、発覚したのが最近であるということで、県の調査が手ぬるいのではないかという批判を私も受けるのですが、その点についてはいかがですか。

篠原安全衛生課長

県の調査が手ぬるいのかということで御質問いただきました。先ほども申しましたけれども、先月、10月下旬に大阪府の大手ホテルにおいて食材偽装が発覚したことを受けまして、本県ではいち早く、とくしま食品表示Gメンによりまして、事業者へメニューの適正表示について、再認識をしていただくため、景品表示法の啓発指導を実施したところでございます。

現行の景品表示法におきましては、メニューの表示等の基準や指示を行った場合の公表基準というのが明確でないこと、また、指示または国への措置請求を行うことを前提にした場合にしか立ち入り調査が認められていないことから、徹底した調査指導ができておりません。今回、Gメンが入った時点で、メニューの不適切な表示があったことを、ホテル側が把握していたにも関わらず、報告せず、その後、ホテル側から公表するという事態が発生いたしました。

こうした事態を受けまして、その後、Gメンの調査におきましては、調査内容をさらに幅広くするとともに、不適切な事案が判明した場合には、事業者に速やかな公表を促すな



ど、しっかりと適切な指導を行っているところでございます。あわせて今月19日、国に対しまして景品表示法に係る食品偽装等の防止対策の強化として、メニューの表示基準や行政指導時の公表基準の明確化、また都道府県に調査権限を付与し、監視体制の強化をすることなどについて、緊急提言を行ったところでございます。

岸本委員

都道府県に調査権限を持たせるということで提言をしたということですが、具体的にはどんな調査権限になるのでしょうか。

篠原安全衛生課長

今回のメニュー表示につきましては、景品表示法に基づくものでございますが、指示または国への措置請求を行うことを前提にした場合にしか、立ち入り調査が認められていないという法的な問題があると考えております。これまで食品表示Gメンは、JAS法で知事が必要と認めた時に調査ができるという権限がございまして、それに基づきまして食品の加工事業者、流通事業者等に対して計画的な監視パトロールを行い、立ち入りを行ってまいりました。そんな中で産地偽装の未然防止や早期発見に取り組んで成果を上げてきたわけですが、景品表示法におきましても、JAS法と同様に都道府県に対して任意調査を可能とする調査権限を付与し、さらには行政指導を行った場合の公表基準を法に位置付けるなどについて政策提言を行ったところでございます。この提言が反映されることによりまして、食に関する適正表示のための監視を強化することができ、県民の皆様の食の安全・安心を一層推進することができると考えております。

岸本委員

それでは、今後の取組についてお尋ねをします。

篠原安全衛生課長

今後の取組につきましてですが、ホテルに引き続きまして、主な旅館などに対しましてとくしま食品表示Gメンによる適正表示の啓発指導を行っているところでございます。あわせて講習会等を開催しまして、景品表示法に関する不当表示の禁止、コンプライアンスの意識の徹底の普及啓発を行うこととしております。また、事業者から求めがございましたら、社内研修等に協力したいとも考えております。こうした積み重ねで県民の皆様が食の安全・安心を感じられる環境確保にしっかりと努めてまいりたいと思います。

岸本委員

調査権限が都道府県に与えられたといったことを想定しますと、違法が確認された時の処分なんかも出すことができるようになるということでもございます。ぜひとも徳島県の食品の表示が正しく、どこの県よりも正しいということを目指して頑張っていただきたいと思っております。こういった時期に集中して自主的に公表した企業もたくさんあります。自主

的に公表すればいいということではなくて、徳島県が本当に安全・安心、所在もはっきりしているということが分かるように、Gメンの数も7名ということですから、臨時的にちょっと増やしてでも一斉に入って、いち早く回復していただきたいということを要望して質問を終わります。

#### 重清委員

Gメンが入って調べた結果で、主な不適切内容を4つ書いているのですが、そうしたら、結局、ホテルだったら、社長がおり、料理長がおり、仕入れの人がおりということになるけれども、原因は何だったのですか。

#### 篠原安全衛生課長

原因につきましては、仕入れから調理、表示をする担当の方、一連の流れの中で、それぞれ連絡が十分できていなかったことなんかも1つ挙げられます。景品表示法の牛脂注入肉なんかについても十分承知していなかったということもございまして、我々としては、その啓発に努めておるところでございます。

#### 重清委員

それは一番、肉の問題でしょ。国産牛を阿波牛と表示していたのは誰がしたのかというのを聞いているのです。次のも一緒です。料理長がしたのか、仕入れの人がこれをしたのか、このあたりは調べているでしょ。行ったのでしょ。会ったのでしょ。原因がどこにあったから、次からこれを直していかないといけないというのがあってはじめて次の段階へ移るのでしょ。その最初のところを教えていただけませんかと言っているのですよ。

#### 篠原安全衛生課長

阿波牛につきましては、先日の報道によりますと、料理長の判断でということで報道されておるところと聞いています。あと、芝エビにつきましては業界の慣例であったと、十分認識ができていなかったということでホテルから報告をいただいています。

あと、地鶏などについても、ちょっと認識が十分でなかったということで、ホテル側の関係者というか、責任者の方と話しておると。十分にそういう認識ができるようにということで御指導さしあげたところでございます。

#### 重清委員

誰に指導したのですかと聞いているのですよ。社長がおり、料理長がおり、仕入れ担当とか部長とかいろいろおるのでしょ。どの部分が失敗してこれが起こったから、ここの部分を直さないといけないということ。まずは、その前に入って、新聞に載っていたという話、こういうことは聞かなかったのですか。なぜ、そのようなことになっているのかと。料理長は知っていたのか。仕入れ担当は知っていたのかと。新聞を見て、そうですかで収まったのですか。せっかく入って調べに行つて、こんな調べ方をしているのですか。

### 篠原安全衛生課長

それぞれの施設に入った時には、担当がその責任者と会っています。それが料理長だったり、支配人だったり、様々な方々ということで、今回芝エビにつきましては総支配人さん、牛脂注入肉についてもホテルの支配人さんに話をお聞きしています。そういうことで責任のある方ということで、当ホテルについては、支配人とか代表の方とお話しております。

### 重清委員

誰が原因になったかというのを聞いているのです。この説明を受けたのは支配人です、料理長ですって、そんなことは聞いていないのですよ。国産牛を阿波牛へという指示をしたのは誰なのかと。地鶏卵と違うものを使っていた原因は、どこの部分でできたのかなということが分からないのですか。分からないということは、次から適正に表示しなさいと言うだけの調査だったのですか。それだったら、この間みたいなホテルの問題が出ますよ。どんな入り方していたのかという話ですよ。

### 久住県民くらし安全局長

今、委員の御指摘は、このような偽装がどのような形で行われたのかを明らかにして、今後に生かすという趣旨であろうかと思えます。一番端的なのが、東急インの事例でございまして、新聞等で本日もあったとおりのところでございます。

この件につきましては、私どもは調査に入りました28日に事態が確認できたわけですが、本来ですとその時に、私どものほうにきちっとお伝えしていただくべきところが十分でなかったというところでございます。それで、その件につきましては、先般ホテルのほうで結成いたしました第三者委員会から、報道機関に向けまして、調査結果報告がなされると、報道で聞いておるところでございます。その内容は、まだ正確に私どものほうには届いてございませんので、そういった状況をきちっと報告をしていただきまして、その原因をはっきりお示ししていただきまして、その上で、このような事態がないように、私どもの指導等行うとともに、今後に向けた改善策を出していただくと考えております。

その他の事案につきましても、それぞれ消費者庁が調査するケースもございまして、あるいは県が行うケースもございまして。そういった点を今後、整理しまして、お話の点を明らかにしていけたらと考えております。

### 重清委員

もう時間も遅いので終わりますけれど、結果はこういう内容だったと、だから結局、なぜこういうことが起こったか、原因究明をしておかなかつたら、誰によりこういうふうになったかということが分からないと、次から適正表示しなさいというだけでは、全然、今のこの問題は生かされてないではないかと。それだったら、こういうシステムでこのホテルではやっておりますと、料理長の権限でやって、料理長が全部手配しております。その時に料理長が勘違いでこうなりましたとか。だから、そういうのは全部調べておるはずと思

ったのだけどね。報告は今からですか。これだけはきっちりしておいてください。特に、徳島県は、ブランドで阿波尾鶏、阿波ポーク、阿波牛、いろんなことをやっておりますので。これだけは、きちんとしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

#### 達田委員

先ほどから出ておりますが、国産牛を阿波牛として表示していたということですが、阿波牛の生産者の方は今でも大変なのです。農林水産部のほうでも話が出るかと思うのですけれども、1頭出荷する度に10万円損しているのですよね。飼料代も高い。そういう中で一生懸命頑張ってブランド牛を守っております。ですから、そういうブランドが傷つけられるということで非常に許せないことなのですが、やっぱりおっしゃったように、法がきちっと規制していないということが、非常に大きな原因であると思います。それで、知事がおっしゃっているように、都道府県に査察権を持たせるということで、きちんとして調査をして、そして権限を持って是正をさせるというような権限が要るのではないかと思うのです。

それともう一つは、調べる時に食材の納入伝票をきちんとして保管していないとね。そして証拠がちゃんと残っているという状況の中で調べられるということも必要なのではないかと思うのですけれども、今回の、法をきちんとして改正してくださいという要望の中で、そういう見通しですね。そういうふうな県に権限を持たされる、そして証拠もちゃんと残るようなシステムになっていくのかどうか、その点だけをお伺ひをしておきます。

#### 篠原安全衛生課長

今、委員がおっしゃられましたように、今月19日に緊急提言ということで、権限の移譲をということの中で、強く知事のほうから阿南長官に提言させていただいて、国のほうもそういうような動きでということ、報じられております。そんな方向で議論が進んでいくことと思います。御理解のほどよろしくお願ひいたします。

#### 達田委員

是非、強化できるようにお願ひしたいというのと、もう一つ、牛脂注入とか、何かその異物、他のものを注入した場合にアレルギーを持っておられる方は、そういうのを知らずに食べたら、軽くてじんま疹、また、呼吸困難になって死に至るといふ、非常に命に関わる問題ですので。このアレルギー物質の表示というのを、本当に小さな食堂なんかだと本当に大変なことだと思ふのです。やっぱり外食産業にもそういうのが必要でないかと思うのですけれども、その点もきちんとして改善されていく見通しがあるのでしょうか。

#### 天野安全衛生課専門幹

アレルギー表示についての御質問でございます。アレルギー表示の対象範囲につきましては、現在、食品衛生法の規定によりまして、容器包装された加工食品のみ、アレルギーを引き起こすことが明らかにされた原材料のうち、特に重篤度あるいは、症例数が多い7

品目の表示について、義務付けられているというのが現状でございます。一方、今、委員が言われたとおり、対面販売あるいは、飲食店で販売される食品については、表示義務が現在のところ、ないといったことから、ほとんどの飲食店でのアレルギー表示がなされていないというのが現状でございます。

しかしながら、食物アレルギー疾患をお持ちの方の健康被害を防ぐためには、対面販売あるいは、レストランなどの飲食店におきましても、アレルギー疾患を有する方が必要とする情報を、正確に提示できるように記録を整備しまして、それからメニュー等を通じまして、情報提供を行うなど、自主的な取組をすることが、望ましいと考えております。このことから、県は関係団体に対しまして、協力を求めるとともに、事業者に対しまして、年末の一斉監視あるいは、通常監視といった監視指導あるいは、講習会など、あらゆる機会を通じて、周知を図っていきたいと考えております。

#### 達田委員

今、外食それからお弁当、お総菜などの中食を含めて、44パーセント以上は、そういう食品に代わってきていると言われております。ですから、それを調べていくというのは、本当に大変なことなのですけども、命に関わる問題、経済にも関わってくる問題でもありますので、先ほど岸本委員がおっしゃったように、やっぱり食品Gメンの人数も増やし、強化していく体制を、もう一回、組み替えいただいて、強力に当たっていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

#### 寺井委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

ないようでございますので、それではこれをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします（15時21分）